

海外の建設施工特集

国際協力の一環としての建設技術・技能等の移転による 人材の育成

—海外研修生受入れ及び技能実習事業のあらましと実績—

保坂益男

近年、海外諸国、特に開発途上国との産業経済的、技術・技能的加えて文化的なつながりが深化してきており、我が国と海外諸国相互にこれらに関する知識、情報など広く共有することが重要である。特に、我が国の各産業における先進的な技術・技能等については、これら諸国をはじめとして各国からの移転協力の要望が強く出されている。本報文は、この外国人研修・技能実習制度に基づく海外研修生受入れ及び技能実習事業のこれまでの経緯とこの制度の概要、実績について述べるとともに社団法人日本機械土工協会における事業実績及び具体的な事例をまとめ紹介する。

キーワード：建設産業、国際貢献

1. はじめに

外国人研修・技能実習制度に基づく海外研修生受入れ及び技能実習事業は（以下「事業」），1960年代後半、我が国の企業等の多くが海外事業に進出し海外に現地法人、合弁企業の設立あるいは業務提携等による各種事業を展開する中で、これら海外企業等の現地社員・従業員を我が国に受入れて関連する技術・技能及び知識等を一定期間の教育・訓練を行った後、現地企業等で修得した技術・技能等を有効に活かす事業として実施していた。

こうした実績の蓄積の中で我が国では、1990年代に入り高度情報化社会による国際化の高まりとともに少子・高齢化の進展等により我が国における外国人就労問題の対応が各方面で大いに議論された。

その結果、これまでの出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）における「研修制度」を改正し、先進国として蓄積された我が国の技術・技能及び知識の移転協力により開発途上国における人材育成に貢献することを目指し、より幅広い産業分野での研修生の受入れを可能とする途を開いた。

具体的には、これまで大企業等に限られていたこの事業による研修生の受入れを拡大し、中小企業等にも認めることにより開発途上国にとってそれぞれのニーズにあった汎用性の高い技術・技能等の移転が容易になったことにより、これら諸国と我が国の中小企業との間において信頼関係が生まれ各企業の事業活動が活性化し、企業の活性化等に役立つことになった。

更に、1993年には「研修制度」の拡充の観点から、研修を終了し所定の要件を充足した研修生をそれぞれの企業の雇用関係の下でより実践的な技術・技能等を修得させ、これら諸国の産業、経済発展を担う人材の育成に一層協力することを目的として「技能実習制度」を創設した。

現在、この事業は各企業のニーズに応えるものとして拡大増加しているとともに、帰国した研修・技能実習生により、それぞれの国の産業、経済の発展や技術・技能等の向上・進歩に寄与するなど我が国における国際協力の一翼を担っている。

2. 外国人研修制度と技能実習制度について

（1）外国人研修制度の概要

この制度は、開発途上国の青壮年就労者を我が国の各産業界に「研修生」として受入れ、1年以内の期間に我が国の産業分野の職種に関する各種技術・技能及び知識を修得し、これら諸国の人材の育成を通じた国際貢献の一つとなることを目的としている。

また、入管法では「本邦の公私の機関により受入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動」と規定されており「研修」という在留資格が必要であると同時に就労禁止資格となっている。

つぎに研修の内容は「非実務研修」と「実務研修」区分され「非実務研修」は日本語、日本の生活・文化等の教育を中心に研修職種に関する技術・技能等の基礎的知識、ノウハウ、職場の安全管理等の教育の実施により生産現場での実務研修を効果的かつ、円滑に実

施するために不可欠な研修である。

また、「実務研修」は生産現場（販売、サービス業務を含む）において実際に仕事に従事しながら当該研修に関する技術・技能等を修得する研修である。

（2）外国人技能実習制度の概要

この制度は、研修制度を発展、拡充することを目的とし、入管法においても研修修了後に在留資格が「研修」から「特定活動」に変更される。

また、その内容は研修を通じて修得した各産業分野の職種に関する技術・技能等をより実践的かつ、実務的に習熟させるために研修期間を含め3年間を研修実施同一企業において雇用関係の下で「労働者」として就労することになる。このため、日本人従業員等と一緒に労働基準法等労働関係法規が適用されることになる。

3. 財団法人国際研修協力機構（JITCO）

JITCOは、1991年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通五省共管により設立された公益法人であり、この事業の適正かつ、円滑な推進を図るため海

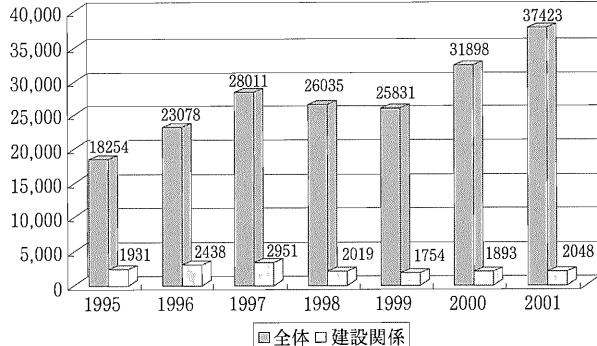


図-1 外国人研修生入国者の推移

表-1 2002年外国人研修生の受け入れ状況（産業・業種別）
人數(単位:人)/企業数(単位:社)

| 業種（全体） | 人 数 | 構成比 | 前年比 | 企業数（構成比） |
|----------------------|--------|--------|-------|---------------|
| 合 計 | 39,724 | 100.0% | 6.1% | 12,053 100.0% |
| 衣服・その他の繊維製品製造業 | 11,480 | 28.9% | 9.9% | 3,492 29.0% |
| 食 料 品 製 造 業 | 5,829 | 14.7% | 16.0% | 1,657 13.7% |
| 輸送用機械器具製造業 | 3,118 | 7.8% | 0.8% | 565 4.7% |
| 電気機械器具製造業 | 2,794 | 7.0% | -7.4% | 555 4.6% |
| 農 業 | 2,387 | 6.0% | 32.3% | 1,477 12.3% |
| 建設関連工業 | 2,132 | 5.4% | -5.4% | 803 6.7% |
| 金属製品製造業 | 1,950 | 4.9% | -5.6% | 646 5.4% |
| プラスチック製品製造業 | 1,119 | 2.8% | 12.0% | 331 2.7% |
| 精密機械器具製造業 | 1,010 | 2.5% | 9.1% | 187 1.6% |
| 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く) | 874 | 2.2% | -8.4% | 235 1.9% |
| その他(一般機械器具製造等) | 7,031 | 17.7% | 2.7% | 2,105 17.5% |

(注) 1. 建設工事関連業は、総合工事業と職別工事業を合算した数字である。

2. 企業数は、1社が1年に2回研修生を受入れた場合、2社とカウントする。

外及び国内の関係機関、業界団体・企業に対しこの事業についての総合的支援・援助及び適正な実施の助言・指導を行う中核的機関として機能している。

（1）JITCOにおける研修生の受け入れ状況

図-1、表-1に歴年の外国人研修生受け入れ状況及び産業別、業種別受け入れ状況を示す。

（2）JITCOにおける技能実習生の状況

図-2に歴年の技能実習生移行者推移を示す。

なお、2002年における技能実習生移行者は全体総数22,997名で、うち建設関係では1,928名である。

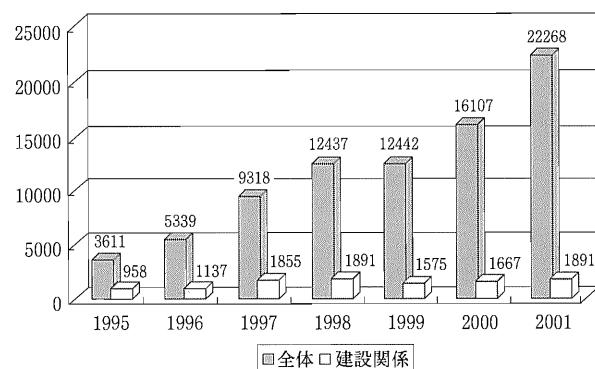


図-2 技能実習生移行者の推移

4. 日本機械土工協会の事業状況

社団法人日本機械土工協会（日機協）は、1990年度より前述の外国人研修・技能実習制度の趣旨に沿った「海外建設研修生受け入れ事業」を日機協としての取り組みを開始した。

しかし、それ以前すでに会員企業2社と地方協同組合では中国との交流関係等で建設機械運転・整備工研修生を受け入れて実績をあげており、この影響もあって本格的実施に至っている。

この事業は、国土交通省（旧建設省）及び関係機関の指導協力のもとに中国をはじめアジア諸国の建設事業に携わる者を研修生として受け入れ、機械土工事業における建設機械運転・施工及び整備に関する先進的な技術・技能等を教育・訓練し修得させ帰国後は、自國の国土建設の担い手として第一線の現場で活躍できる人材を育成するものである。

また、日本滞在中は技術・技能等の修得以外でも日本語の学習、生活の中から日本の文化・風俗習慣等に接し、理解する機会を得て帰国研修生の多くが親日感情を深化させることとなったため、これら諸国との友好関係の増進に大きく貢献することになっている。

これまで日機協会員企業が参加、協力して実施した全体総数は、6カ国、790名の実績となっている。

(1) 海外建設研修生の派遣機関別受入れ実績の推移

表-2に歴年の国別、派遣機関別研修生受入れ実績を示す。また、技能実習生への移行実績は2004年3月末で208名（中国174名、タイ21名、ペルー10名、ベトナム3名）となっている。

表-2 海外建設研修生受入れ実績

| 国 名 | 派遣機関名 | 入国年度 | | | | | 合計 |
|-------|---------------------|---------|---------|------|------|------|-----|
| | | 91～95年度 | 96～00年度 | 01年度 | 02年度 | 03年度 | |
| 中 国 | 浙江省建築工程總公司 | 182 | 103 | 10 | | 5 | 300 |
| | 甘肅國際經濟技術合作公司 | 35 | | | | | 35 |
| | 中国鐵道部第二工程局 | 29 | 24 | 21 | | 5 | 79 |
| | 江蘇省建築工程總公司 | 14 | 12 | | | | 26 |
| | 吉林省建築工程總公司 | 4 | | | | | 4 |
| | 中国土木工程集團公司 | 2 | 17 | | | | 19 |
| | 中国建築工程總公司 | 2 | | | | | 2 |
| | 福建水谷建設工程服務有限公司 | 0 | 48 | | 20 | 15 | 83 |
| | 西安國際經濟技術貿易公司 | 0 | | | | 5 | 5 |
| 計 | | 268 | 204 | 31 | 20 | 30 | 553 |
| スリランカ | 新和建設開発株式会社 | 15 | | | | | 15 |
| | ACEE | 30 | 38 | | | | 68 |
| 計 | | 45 | 38 | | | | 83 |
| タ イ | サイアム水谷建設株式会社 | 35 | 26 | | | | 61 |
| ペ ル ー | Banco de Materiales | 10 | | 6 | | | 16 |
| ベトナム | VINACONEX | 30 | | 15 | 5 | 15 | 65 |
| エチオピア | エチオピア道路庁 | | | | | 5 | 7 |
| 合 計 | | 388 | 268 | 52 | 30 | 52 | 790 |

(2) 事業効果についての具体的事例

① 1990年以前、すでに当協会の山崎建設株式会社においては中国陝西省西安市政府から相当数の研修生を受入れ研修を実施し、帰国した優秀な研修生の中には二十数年過ぎた現在、西安市政府が計画した主に海外からの投資、民間投資等による工場団地の造成整備及び運営管理を実施する市政府開発局の最高ポストに就任し、活躍している。

また、同様に高度な日本語を修得し流暢な日本語を活用し、市政府業務となる日本との関係ビジネスの交渉、観光事業等の窓口責任者として頑張っている。

② 中国浙江、江蘇、四川、福建各省を主な派遣機関として受け入れた研修生についても帰国後日本で修得した建設技術・技能等が自己能力の向上に繋がり評価され、現場責任者や職長に就き現場第一線で活躍している研修生が多く存在している。

その中でも四川省からの研修生は現在人民政府中国鐵道部第二工程局関連の企業（公司）の総経

理に昇進し経営者として活躍している。

また、福建省では当協会の水谷建設株式会社が福州市に福建水谷建設工程服務有限公司を設立し、相当数の研修生を派遣し、研修修了後日本で修得した技術・技能等を活かして建設機械運転・整備工として、シンガポール、香港の建設工事に多数派遣されている。

③ 主にタイ、スリランカ、ベトナムのアジア地域からの研修生の帰国後の活躍は、我が国からのODA（政府開発援助資金）による日本の大手ゼネコンが海外建設工事としてそれぞれの国及び周辺の開発途上国（インド、ラオス、フィリピン、エチオピア）に建設するダム、道路、空港等大規模工事に建設機械運転、整備工として派遣され、日本で学び実践修得した技術・技能等を十分發揮し、それぞれの工事現場の機械土工工事分野で大きな役割を果たし、評価されている。

5. おわりに

我が国の国際協力の一つとして外国人研修・技能実習制度に基づく海外研修生受入れ及び技能実習事業は、前述のとおり今日の国際化のすすむ中で、大変有意義で重要な役割を担っている。

しかし、ここ10年以上続く不況、昨今の厳しい産業、経済情勢でもこの事業は海外、国内の関係機関はじめ各産業界の団体・企業及び関係者の理解と協力により、より適正な実施が行なわれつつ、更に我が国の少子・高齢化等進展に伴う人口減、特に生産就労人口の減少も加わる中にもかかわらず、着実に実績を重ね増加傾向にあることを踏まえると、各産業分野からの期待も大きく、この事業の健全な発展が望まれるところである。

日本機械土工協会としてもこれまで継続してきた事業に関するさまざまなノウハウと豊かな実践経験を活用し、あわせて海外の各派遣機関、国内の関係機関及び会員企業との信頼関係を一層深めかつ、適正な実施を行うべく、今後とも特別な事業として取組んで行くものとする。

J C M A

[筆者紹介]

保坂 益男（ほさか ますお）
社団法人日本機械土工協会
常務理事

